



浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の 変更認可申請について

【令和5年7月1日付け浜岡原子力発電所総務部経理課の名称変更に伴う変更
及び被ばく管理用計測器の種類の変更に伴う変更】

令和5年3月2日
中部電力株式会社

1 保安規定変更認可申請内容	p.2
(1) 令和5年7月1日付け浜岡原子力発電所総務部経理課の名称変更に伴う変更.....	p.3-4
(2) 被ばく管理用計測器の種類の変更に伴う変更.....	p.5-11
参考資料	p.12
(1) 保安規定変更に対する設置許可整合性確認.....	p.13-23
(2) 保安規定変更に対する保安規定審査基準との整合性確認.....	p.24-32

1 保安規定変更認可申請内容

本浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書における変更認可申請内容は以下のとおり。

(1) 令和5年7月1日付け浜岡原子力発電所総務部経理課の名称変更に伴う変更

新しい会計及び調達システムの運用開始による経理業務の効率化並びに本店への経理業務及び要員集中化のため、令和5年7月1日付けで組織改定を行う予定である。これにより、浜岡原子力発電所総務部「経理課」の名称を「資材調達課」に変更する。

本変更に伴い、発電所の保安に関する組織の部署名が一部変更となることから、保安規定第1編及び第2編の関連条文を変更する。

(2) 被ばく管理用計測器の種類の変更に伴う変更

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正に伴い、被ばく管理用計測器の種類を電子式線量計からガラスバッジに変更する予定である。

本変更に伴い、保安規定第1編及び第2編の関連条文を変更する。

(1) 令和5年7月1日付け浜岡原子力発電所総務部経理課の名称変更に伴う変更

【変更内容】

保安規定第1編及び第2編の第4条及び第5条の「経理課長」を「資材調達課長」に変更する。

	変更前	変更後
<第1編及び第2編> 第4条（保安に関する組織）	<u>経理課長</u>	<u>資材調達課長</u>
<第1編> 第5条（保安に関する職務）	<ul style="list-style-type: none">・総務部長は、<u>経理課長</u>の所管する業務を統括する。・<u>経理課長</u>は、調達に関する業務を行う。	<ul style="list-style-type: none">・総務部長は、<u>資材調達課長</u>の所管する業務を統括する。・<u>資材調達課長</u>は、調達に関する業務を行う。
<第2編> 第5条（保安に関する職務）	<ul style="list-style-type: none">・総務部長は、<u>経理課長</u>の所管する業務を統括する。・<u>経理課長</u>は、廃止措置に係る調達に関する業務を行う。	<ul style="list-style-type: none">・総務部長は、<u>資材調達課長</u>の所管する業務を統括する。・<u>資材調達課長</u>は、廃止措置に係る調達に関する業務を行う。

赤下線は、本変更認可申請における変更箇所を示す。

経理課の名称は上記のとおり変更となるが、保安規定上、同課の職務に変更はない。

(1) 令和5年7月1日付け浜岡原子力発電所総務部経理課の名称変更に伴う変更

【変更理由】

新しい会計及び調達システムの運用開始による経理業務の効率化並びに本店への経理業務及び要員集中化のため、組織改定を行い、経理課の部署名の変更及び業務分掌の見直しを行う。

		組織改定前	組織改定後
部署名		経理課	資材調達課
所管業務	経理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・予算編成・統制及び報告 ・会計整理及び決算 ・出納 ・決裁書審査，決裁事務手続 ・税務調査・エネ庁監査に関する事項の取扱 ・諸税 	なし （本店への経理業務の集中化に伴い廃止）
	資材業務	<ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵品の管理 ・物品の購入 ・不要物品の売却 ・工事・輸送の請負付託 ・業務の委託契約，リース契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵品の管理 ・物品の購入 ・不要物品の売却 ・工事・輸送の請負付託 ・業務の委託契約，リース契約

資材調達課の所管業務から廃止される経理業務は「調達に関する業務」ではないため、第5条（保安に関する職務）の規定のうち、部署名のみ変更し、保安に関する職務の変更は必要ない。

また、資材業務のうち青字で示す業務が、保安規定第5条（保安に関する職務）に規定する「調達に関する業務」である。

(2) 被ばく管理用計測器の種類の変更に伴う変更

【変更内容】

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正に伴い、被ばく管理用計測器の種類を電子式線量計からガラスバジに変更するため、保安規定第1編第100条及び第2編第55条を以下のとおり変更する。

	変更前	変更後																			
<第1編> 第100条 (放射線計測器類の管理)	第100条 放射線管理課長、廃棄物管理課長及び電気必修課長は、表100に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。	第100条 放射線管理課長、廃棄物管理課長及び電気必修課長は、表100に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。																			
	表100 放射線計測器類の管理 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>数量</th> <th>所管課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>1台※1</td> <td>電気必修課長</td> </tr> <tr> <td><u>電子式線量計</u></td> <td><u>1式※1</u></td> <td><u>放射線管理課長</u></td> </tr> </tbody> </table>	分類	計測器種類	数量	所管課長	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台※1	電気必修課長	<u>電子式線量計</u>	<u>1式※1</u>	<u>放射線管理課長</u>	表100 放射線計測器類の管理 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>数量</th> <th>所管課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>1台※1</td> <td>電気必修課長</td> </tr> </tbody> </table>	分類	計測器種類	数量	所管課長	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台※1	電気必修課長
分類	計測器種類	数量	所管課長																		
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台※1	電気必修課長																		
	<u>電子式線量計</u>	<u>1式※1</u>	<u>放射線管理課長</u>																		
分類	計測器種類	数量	所管課長																		
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台※1	電気必修課長																		
赤下線は、本変更認可申請における変更箇所を示す。	※1：1号炉及び2号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量	※1：1号炉及び2号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量																			

被ばく管理用計測器から電子式線量計に関する記載を削除する。第2編第55条も同様の変更を実施する。

(2) 被ばく管理用計測器の種類の変更に伴う変更

【変更経緯】

「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則」の一部が改正され、令和5年10月1日より、放射線業務従事者の外部被ばく線量の測定について「測定の信頼性を確保するための措置」が義務化される。(以下参照)

これにより、外部被ばくの測定に用いる評価用線量計は公益財団法人日本適合性認定協会の認定(以下、「JAB認定」という)を受けた測定サービス事業者の線量計を使用する必要がある。

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(令和5年10月1日施行)

(測定)

第二十条

2 法第二十条第二項の放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量及び内部被ばく(人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすることをいう。以下同じ。)による線量について、次に定めるところにより行う。(以下省略)

三 第一号の 測定の信頼性を確保するための措置 を講じること。



JAB認定(詳細は次頁に記載)

(2) 被ばく管理用計測器の種類の変更に伴う変更

制定 平成 29 年 12 月 13 日 原規放発第 17121320 号 原子力規制委員会決定
改正 令和元年 7 月 24 日 原規放発第 19072414 号 原子力規制委員会決定
改正 令和 4 年 3 月 16 日 原規放発第 22031617 号 原子力規制委員会決定

放射線障害予防規程に定めるべき事項
に関するガイド

原子力規制委員会

放射線障害予防規程に
定めるべき事項に関するガイド
(原子力規制委員会)

1-1 放射線業務従事者の外部被ばくによる線量の測定に係る「測定の信頼性を確保するための措置」について

放射線業務従事者(規則第1条第8号に規定する放射線業務従事者をいう。以下同じ。)の外部被ばくによる線量の測定に当たって求められる「測定の信頼性を確保するための措置」を講じた測定とは、「ISO/IEC 17025：国際標準化機構／国際電気標準会議 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項(以下「ISO/IEC 17025」という。)」に規定される能力を満たす人又は機関による測定及びそれと同等の品質マネジメントシステムの確立等に係る要求事項を満たす測定²とする。具体的には以下の測定である。

- ① 許可届出使用者及び許可廃棄業者が、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)によるISO/IEC 17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部の機関に委託して行う測定
- ② 許可届出使用者及び許可廃棄業者が、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)のISO/IEC 17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得して行う測定

**JAB認定の
取得について
記載**

16頁 別紙「規則第20条に係る測定の信頼性確保について」

(2) 被ばく管理用計測器の種類の変更に伴う変更

- ・浜岡原子力発電所では現在、放射線業務従事者の外部被ばく評価用線量計に電子式線量計（以下、「EPD」という）を使用している。
- ・EPDはJAB認定を受けた測定サービス事業者の線量計ではないため、令和5年10月1日以降は評価用線量計として使用できない。

令和5年10月1日より評価用線量計として**ガラスバッジ**（以下、「GB」という）を導入する。
 （EPDは作業管理の観点で日管理用線量計として継続使用する。）

変更前（現状）		変更後（令和5年10月1日以降）	
評価用線量計	日管理用線量計	評価用線量計	日管理用線量計
EPD		GB	EPD
			

(2) 被ばく管理用計測器の種類の変更に伴う変更

【変更の考え方】

変更前（現状）		変更後（令和5年10月1日以降）	
評価用線量計	日管理用線量計	評価用線量計	日管理用線量計
EPD		GB	EPD
			

「評価用線量計」は第1編第97条第2項及び第2編第52条第2項に定める放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を評価する際に使用する計測器の一つ※であるため、第1編第100条及び第2編第55条でいう「放射線計測器類」に該当する。

※ 他にホールボディカウンタが該当

他方、「日管理用線量計」は、作業管理の観点で運用する計測器であるため、第1編第100条及び第2編第55条でいう「放射線計測器類」に該当しない。**EPDは日管理用線量計のみの使用となるため、記載を削除する。**

(2) 被ばく管理用計測器の種類の変更に伴う変更

変更前（現状）	変更後（令和5年10月1日以降）
評価用線量計	評価用線量計
 <p>EPD 当社が所有する線量計</p>	 <p>GB JAB認定を受けた 測定サービス事業者が 所有する線量計 (貸与品)</p>

現状，評価用線量計である「EPD」に対し，**放射線管理課が定期的な点検等を行い，必要な数量を確保している**ことから第1編第100条（第2編第55条）に「EPD」を記載している。

法令改正に伴い，評価用線量計は，JAB認定を受けた測定サービス事業者が提供する「GB」となり，**測定サービス事業者が点検及び校正を実施**することになるため，**第1編第100条（第2編第55条）に「GB」を記載しない**（放射線管理課による点検及び校正の対応はない）。

GBは当社の所有品ではないが，今後GBを運用するにあたり **保安規定第1編第3条（品質マネジメントシステム計画）及び第2編第3条（品質マネジメントシステム計画）に紐づく社内規定**に従って業務を実施する。

なお，これらの考え方は既にJAB認定を受けた測定サービス事業者が提供する線量計を導入している他の事業者においても同様である。

(2) 被ばく管理用計測器の種類の変更に伴う変更

当社におけるG Bの管理業務は以下のとおり。

	G Bの管理業務※			
	① G Bの発行依頼	② G Bの使用	③使用後のG Bの測定依頼	④測定結果の確認
業務内容	放射線管理課が測定サービス事業者へG Bを発注する。	放射線業務従事者がG Bを使用する。 (配布, 回収は放射線管理課が実施する。)	使用後のG Bを測定サービス事業者へ返却しG Bの測定を依頼する。	測定サービス事業者より提出されたG Bの測定結果を確認する。
管理事項	<ul style="list-style-type: none"> 調達要求事項の明確化 → 仕様書を作成する。 調達製品の検証 → J A B 認定を取得した事業者であることを証明書等により確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> G B 着用の義務化 → 管理区域入域時はG Bの着用を必須とする。 測定期間 → G Bの測定は1ヶ月毎に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 調達要求事項の明確化 → 仕様書を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 測定結果の確認と通知 → 社員の測定結果は、放射線管理課長が被ばく線量を評価する。協力会社の従業員の測定結果は各社へ通知し、各社が評価し、放射線管理課長へ報告する。

※ G Bの管理業務は協力会社分も当社が取りまとめて実施する

参考資料

(1) 保安規定変更に対する設置許可整合性確認

保安規定第1編及び第2編と設置許可との整合性を以下に示す。

【第1編】

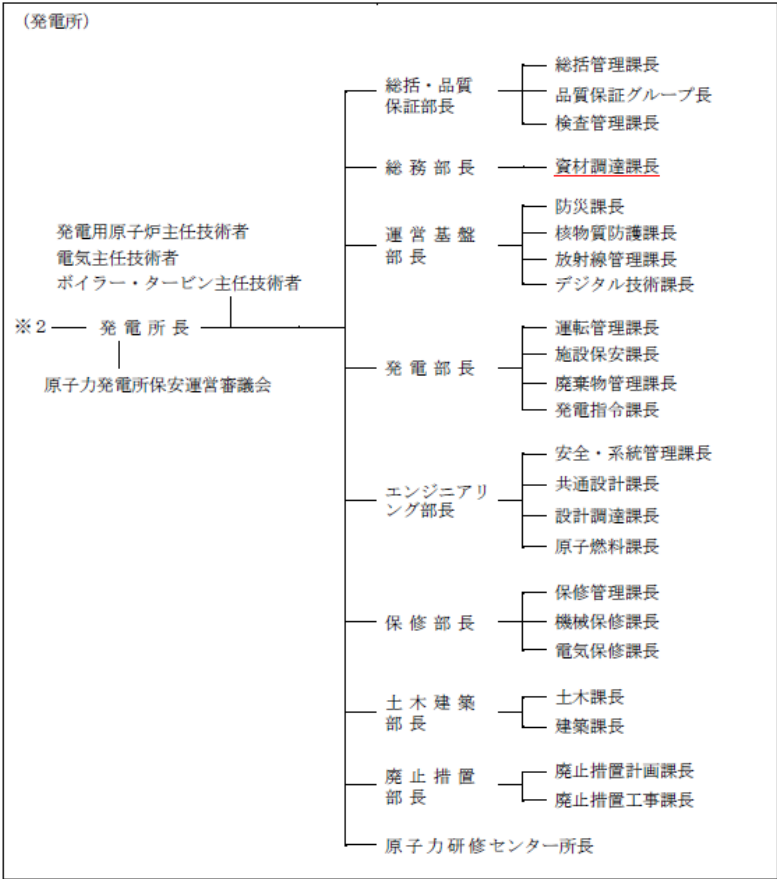
変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第3章 体制及び評価			
第1節 保安管理体制			
第4条 保安に関する組織	○ (本文十一号)	○	本文十一号(5.5責任、権限及びコミュニケーション)において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 添付書類五、八に記載はなく、添付書類五、八と保安規定記載に齟齬はない。
第5条 保安に関する職務	○ (本文十一号)	○	本文十一号(5.5責任、権限及びコミュニケーション)において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 添付書類五に記載はなく、添付書類五と保安規定記載に齟齬はない。
第7章 放射線管理			
第100条 放射線計測器類の管理	○ (本文五号,九号) (添付書類八,九)	○	本文五号,九号, 添付書類八(11.2放射線管理設備), 添付書類九(2.5個人被ばく管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

【第2編】

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第3章 保安管理体制			
第4条 保安に関する組織	○ (本文十一号)	○	本文十一号(5.5責任、権限及びコミュニケーション)において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 添付書類五、八に記載はなく、添付書類五、八と保安規定記載に齟齬はない。
第5条 保安に関する職務	○ (本文十一号)	○	本文十一号(5.5責任、権限及びコミュニケーション)において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 添付書類五に記載はなく、添付書類五と保安規定記載に齟齬はない。
第7章 放射線管理			
第55条 放射線計測器類の管理	○ (本文五号,九号) (添付書類八,九)	○	本文九号, 添付書類八(11.3.4個人被ばく測定器)及び添付書類九(7.5放射線計測器の保守,8.2被ばく線量の測定評価)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 本文五号に被ばく管理用計測器に係る記載はなく、本文五号と保安規定記載に齟齬はない。

(1) 保安規定変更に対する設置許可整合性確認

【第1編】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。 [中略]</p>  <p>図4(2) 保安に関する組織（浜岡原子力総合事務所及び発電所）</p>	<p>[本文] 十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 (1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 (2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。 (3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにする。 (4) 関係法令を遵守する。 5.5.3 管理者 (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。 c. 個別業務の実施状況に関する評価を行う。 d. 健全な安全文化を育成し、及び維持する。 e. 関係法令を遵守する。</p> <p style="text-align: right;">(次頁続く)</p>	<p>・本文十一号（5.5責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任及び権限を明確化する旨の記載がある。 保安規定条文（変更後）の第4条（保安に関する組織）及び第5条（保安に関する職務）の記載は、組織改定後の発電所の組織に合わせて規定（変更）しており、本文十一号と整合している。</p>

(1) 保安規定変更に対する設置許可整合性確認

【第1編】

保安規定条文 (変更後)	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長 (以下「所長」という。) は、保安に関する業務を統括する。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) 総務部長は、<u>資材調達課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>(7) <u>資材調達課長</u>は、調達に関する業務を行う。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、保安に関する組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p style="text-align: right;">(次頁続く)</p>	

(1) 保安規定変更に対する設置許可整合性確認

【第1編】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>[添付書類] 添付書類五 －（記載なし。※1）</p> <p>※1：添付書類五において、組織に関する記載はあるが、当該の設置変更許可時点の記載となっているため、「記載なし。」としている。</p> <p>添付書類八 －（記載なし。※2）</p> <p>※2：添付書類八において、保安管理体制に関する記載はあるが、当該の設置変更許可時点の記載となっているため、「記載なし。」としている。</p>	<p>・添付書類五に記載はなく、保安規定条文（変更後）の第4条（保安に関する組織）及び第5条（保安に関する職務）の記載は、添付書類五と齟齬はない。</p> <p>・添付書類八に記載はなく、保安規定条文（変更後）の第4条（保安に関する組織）の記載は、添付書類八と齟齬はない。</p>

(1) 保安規定変更に対する設置許可整合性確認

【第1編】

保安規定条文(変更後)	設置許可記載	設置許可との整合性説明																																						
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第100条 放射線管理課長、廃棄物管理課長及び電気係課長は、表100に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表100 放射線計測器類の管理</p> <table border="1" data-bbox="239 591 1108 1179"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>数量</th> <th>所管課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>1台^{*1}</td> <td>電気係課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>6台^{*1}</td> <td rowspan="2">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>6台^{*1}</td> </tr> <tr> <td>体表面モニタ</td> <td>7台^{*1}</td> <td>電気係課長</td> </tr> <tr> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{*1}</td> <td>廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td>試料計数装置</td> <td>1台^{*1}</td> <td rowspan="2">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>集積線量計</td> <td>1式^{*1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>7台^{*1}</td> <td rowspan="2">電気係課長</td> </tr> <tr> <td>エリア放射線モニタ</td> <td>154台^{*2*}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{*1}</td> <td>廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台^{*1}</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉及び2号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量 ※2：管理区域外測定用の5台を含む。 ※3：廃棄物減容処理装置建屋(第1建屋)、廃棄物減容処理装置建屋(第2建屋)及びキャスク置場建屋のエリア放射線モニタ計19台を含む。</p>	分類	計測器種類	数量	所管課長	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 ^{*1}	電気係課長	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 ^{*1}	放射線管理課長	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 ^{*1}	体表面モニタ	7台 ^{*1}	電気係課長	波高分析装置	1台 ^{*1}	廃棄物管理課長	試料計数装置	1台 ^{*1}	放射線管理課長	集積線量計	1式 ^{*1}	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	7台 ^{*1}	電気係課長	エリア放射線モニタ	154台 ^{*2*}	環境放射能用計測器	波高分析装置	1台 ^{*1}	廃棄物管理課長	積算線量計測定装置	1台 ^{*1}	放射線管理課長	<p>[本文]</p> <p>五 原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 子 放射線管理施設の構造及び設備 (イ) 屋内管理用の主要な設備の種類 (1) 放射線管理関係設備 管理区域への出入管理・汚染の管理、放射線業務従事者等の個人被ばく管理、放射能分析業務等を行うため、出入管理関係設備、個人管理用測定設備・測定機器(1号、2号、3号、4号及び5号炉共用、一部既設)、試料分析関係設備等を設ける。</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (5) 個人被ばく管理 放射線業務従事者の個人被ばく管理は、線量を測定評価するとともに定期的及び必要に応じて健康診断を実施し、身体的状態を把握することによって行う。 なお、放射線業務従事者以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者については、外部被ばくによる線量当量の測定等により管理を行う。</p> <p>(次頁続く)</p>	<p>・本文五号((1)放射線管理関係設備)において、放射線業務従事者等の個人被ばく管理を行うため、個人管理用測定設備・測定機器を設ける旨記載されており、事業者で定期的な点検等を行い、必要な数量を確保する場合は保安規定(第100条)に記載する。今後は保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定し、管理をしていくことから整合している。</p> <p>・本文九号((5)個人被ばく管理)において、個人被ばく管理として線量を測定評価する旨記載されており、保安規定に基づき引き続き線量評価は実施していくことから整合している。</p>
分類	計測器種類	数量	所管課長																																					
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 ^{*1}	電気係課長																																					
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 ^{*1}	放射線管理課長																																					
	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 ^{*1}																																						
	体表面モニタ	7台 ^{*1}	電気係課長																																					
	波高分析装置	1台 ^{*1}	廃棄物管理課長																																					
	試料計数装置	1台 ^{*1}	放射線管理課長																																					
	集積線量計	1式 ^{*1}																																						
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	7台 ^{*1}	電気係課長																																					
	エリア放射線モニタ	154台 ^{*2*}																																						
環境放射能用計測器	波高分析装置	1台 ^{*1}	廃棄物管理課長																																					
	積算線量計測定装置	1台 ^{*1}	放射線管理課長																																					

(1) 保安規定変更に対する設置許可整合性確認

【第1編】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>[添付書類] 添付書類八 11.放射線防護設備及び放射線管理設備 11.2 放射線管理設備 11.2.3 主要設備 (3)個人管理用測定設備及び測定機器 個人の線量当量管理のため、外部放射線に係る線量当量を測定する熱蛍光線量計、警報付デジタル線量計等及び内部被ばくによる線量当量を評価するためホールボディカウンタ等を備える。(1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用, 一部既設)</p> <p>添付書類九 2.発電所の放射線管理 2.5 個人被ばく管理 管理区域に立ち入る者の個人被ばく管理は、線量を常に測定評価するとともに定期的及び必要に応じて健康診断を実施し、身体的状態を把握することによって行う。 なお、請負業者の放射線業務従事者の個人被ばく管理については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に定められるものについて、当社の放射線業務従事者に準じて扱う。 (中略) (3) 線量の管理 放射線業務従事者の線量が線量限度を超えないよう被ばく管理上必要な措置を講ずる。 a. 外部被ばくによる線量の測定 外部被ばくによる線量当量の測定は、原則として次のように行う。 (a) 放射線業務従事者には、管理区域内において、電子式線量計等の線量測定器を着用させ測定を行う。</p>	<p>・添付書類八において、「外部放射線に係る線量当量を測定する熱蛍光線量計、警報付デジタル線量計等及び内部被ばくによる線量当量を評価するためホールボディカウンタ等を備える。」ことが記載されており、事業者で定期的な点検等を行い、必要な数量を確保する場合は保安規定（第100条）に記載する。今後は保安規定第3条（品質マネジメントシステム計画）に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定し、管理をしていくことから整合している。</p> <p>・添付書類九において、「(a) 放射線業務従事者には、管理区域内において、電子式線量計等の線量測定器を着用させ測定を行う。」ことが記載されており、事業者で定期的な点検等を行い、必要な数量を確保する場合は保安規定（第100条）に記載する。今後は保安規定第3条（品質マネジメントシステム計画）に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定し、管理をしていくことから整合している。</p>

(1) 保安規定変更に対する設置許可整合性確認

【第2編】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。 [中略]</p> <div data-bbox="295 429 1039 1292" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(発電所)</p> <p style="text-align: center;">廃止措置主任者</p> <p>※2 発電所長 原子力発電所保安運営審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 総括・品質保証部長 <ul style="list-style-type: none"> 総括管理課長 品質保証グループ長 検査管理課長 総務部長 <ul style="list-style-type: none"> 資材調達課長 運営基盤部長 <ul style="list-style-type: none"> 防災課長 核物質防護課長 放射線管理課長 デジタル技術課長 発電部長 <ul style="list-style-type: none"> 運転管理課長 施設保安課長 廃棄物管理課長 発電指令課長 エンジニアリング部長 <ul style="list-style-type: none"> 安全・系統管理課長 共通設計課長 設計調達課長 原子燃料課長 保修部長 <ul style="list-style-type: none"> 保修管理課長 機械保修課長 電気保修課長 土木建築部長 <ul style="list-style-type: none"> 土木課長 建築課長 廃止措置部長 <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置計画課長 廃止措置工事課長 原子力研修センター所長 </div> <p>図4(2) 保安に関する組織（浜岡原子力総合事務所及び発電所）</p>	<p>[本文] 十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 (1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 (2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。 (3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにする。 (4) 関係法令を遵守する。 5.5.3 管理者 (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。 c. 個別業務の実施状況に関する評価を行う。 d. 健全な安全文化を育成し、及び維持する。 e. 関係法令を遵守する。</p> <p style="text-align: right;">(次頁続く)</p>	<p>・本文十一号（5.5責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任及び権限を明確化する旨の記載がある。 保安規定条文（変更後）の第4条（保安に関する組織）及び第5条（保安に関する職務）の記載は、組織改定後の発電所の組織に合わせて規定（変更）しており、本文十一号と整合している。</p>

(1) 保安規定変更に対する設置許可整合性確認

【第2編】

保安規定条文 (変更後)	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 廃止措置に関する職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長 (以下「所長」という。) は、保安に関する業務を統括する。</p> <p>(2) ～(8) [略]</p> <p>(9) 総務部長は、<u>資材調達課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>(10) <u>資材調達課長</u>は、廃止措置に係る調達に関する業務を行う。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、保安に関する組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p style="text-align: right;">(次頁続く)</p>	

(1) 保安規定変更に対する設置許可整合性確認

【第2編】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>[添付書類] 添付書類五 －（記載なし。※1）</p> <p>※1：添付書類五において、組織に関する記載はあるが、当該の設置変更許可時点の記載となっているため、「記載なし。」としている。</p> <p>添付書類八 －（記載なし。※2）</p> <p>※2：添付書類八において、保安管理体制に関する記載はあるが、当該の設置変更許可時点の記載となっているため、「記載なし。」としている。</p>	<p>・添付書類五に記載はなく、保安規定条文（変更後）の第4条（保安に関する組織）及び第5条（保安に関する職務）の記載は、添付書類五と齟齬はない。</p> <p>・添付書類八に記載はなく、保安規定条文（変更後）の第4条（保安に関する組織）の記載は、添付書類八と齟齬はない。</p>

(1) 保安規定変更に対する設置許可整合性確認

【第2編】

保安規定条文 (変更後)	設置許可記載	設置許可との整合性説明																																							
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第55条 放射線管理課長, 廃棄物管理課長, 電気保修課長及び廃止措置工事課長は, 表55に定める放射線計測器類について, 同表に定める数量を確保する。また, 定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし, 故障等により使用不能となった場合は, 修理又は代替品を補充する。</p> <p>表55 放射線計測器類の管理</p> <table border="1" data-bbox="239 592 1047 1179"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>数量</th> <th>所管課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>1台^{*1}</td> <td>電気保修課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>6台^{*1}</td> <td rowspan="2">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>6台^{*1}</td> </tr> <tr> <td>体表面モニタ</td> <td>7台^{*1}</td> <td>電気保修課長</td> </tr> <tr> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{*1}</td> <td>廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td>試料計数装置</td> <td>1台^{*1}</td> <td rowspan="2">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>集積線量計</td> <td>1式^{*1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>7台^{*1}</td> <td>電気保修課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">エリア放射線モニタ</td> <td>27台</td> <td>廃止措置工事課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{*1}</td> <td>廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台^{*1}</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉, 4号炉及び5号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量 ※2: 管理区域外測定用の1台を含む。 ※3: 廃棄物減容処理装置建屋(第1建屋), 廃棄物減容処理装置建屋(第2建屋)及びキャスク置場建屋のエリア放射線モニタ</p>	分類	計測器種類	数量	所管課長	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 ^{*1}	電気保修課長	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 ^{*1}	放射線管理課長	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 ^{*1}	体表面モニタ	7台 ^{*1}	電気保修課長	波高分析装置	1台 ^{*1}	廃棄物管理課長	試料計数装置	1台 ^{*1}	放射線管理課長	集積線量計	1式 ^{*1}	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	7台 ^{*1}	電気保修課長	エリア放射線モニタ	27台	廃止措置工事課長	環境放射能用計測器	波高分析装置	1台 ^{*1}	廃棄物管理課長	積算線量計測定装置	1台 ^{*1}	放射線管理課長	<p>[本文]</p> <p>五 原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備 設置許可本文五号に被ばく管理用計測器に係る記載なし。</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (5)個人被ばく管理 放射線業務従事者の被ばく線量管理は, 被ばく線量が法令の定める線量限度を超えないよう, 測定評価するとともに, 各人の被ばく線量を妥当な範囲に低く保ち, かつ無用の被ばくが避けられるよう放射線防護対策に細心の注意を払うこととする。 なお, 放射線業務従事者以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者については, 外部被ばくによる線量当量の測定等により管理を行う。</p> <p style="text-align: right;">(次頁続く)</p>	<p>・本文五号において, 被ばく管理用計測器に係る記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。</p> <p>・本文九号((5)個人被ばく管理)において, 個人被ばく管理として線量を測定評価する旨記載されており, 保安規定に基づき引き続き線量評価は実施していくことから整合している。</p>
分類	計測器種類	数量	所管課長																																						
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 ^{*1}	電気保修課長																																						
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 ^{*1}	放射線管理課長																																						
	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 ^{*1}																																							
	体表面モニタ	7台 ^{*1}	電気保修課長																																						
	波高分析装置	1台 ^{*1}	廃棄物管理課長																																						
	試料計数装置	1台 ^{*1}	放射線管理課長																																						
集積線量計	1式 ^{*1}																																								
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	7台 ^{*1}	電気保修課長																																						
	エリア放射線モニタ	27台	廃止措置工事課長																																						
環境放射能用計測器		波高分析装置	1台 ^{*1}	廃棄物管理課長																																					
	積算線量計測定装置	1台 ^{*1}	放射線管理課長																																						

(1) 保安規定変更に対する設置許可整合性確認

【第2編】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>[添付書類] 添付書類八 11. 放射線管理施設 11.3 放射線計測器 11.3.4 個人被ばく測定器 個人の被ばく管理を行なうため、個人被ばく測定器を備える。</p> <p>添付書類九 7. 発電所内外の放射線監視 7.5 放射線計測器の保守 発電所内外の放射線監視に用いる放射線計測器類は、定期点検および校正を行ない、また軽微な故障の修理を行なう設備を所内に準備する。 8. 従業員被ばく管理 8.2 被ばく線量の測定評価 (2)従業員については、個人被ばく測定器を着用させ、外部被ばく線量の積算値を定期的に測定評価する。 (3)特殊な作業に従事する者に対しては、その作業に応じて適切な測定器、たとえば、熱中性子用ポケット線量計などを着用させ、そのつど被ばく線量の測定評価を行なう。</p>	<p>・添付書類八において、「個人の被ばく管理を行うため、個人被ばく測定器を備える。」ことが記載されており、事業者で定期的な点検等を行い、必要な数量を確保する場合は保安規定（第55条）に記載する。今後は保安規定第3条（品質マネジメントシステム計画）に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定し、管理をしていくことから整合している。</p> <p>・添付書類九において、「発電所内外の放射線監視に用いる放射線計測器類は、定期点検および校正を行ない、また軽微な故障の修理を行なう設備を所内に準備する。」ことおよび「従業員については、個人被ばく測定器を着用させ、外部被ばく線量の積算値を定期的に測定評価する。」ことが記載されており、事業者で定期的な点検等を行い、必要な数量を確保する場合は保安規定（第55条）に記載する。今後は保安規定第3条（品質マネジメントシステム計画）に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定し、管理をしていくことから整合している</p>

(2) 保安規定変更に対する保安規定審査基準との整合性確認

保安規定第1編については、実用炉規則第92条第1項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（平成25年6月19日制定，令和元年12月25日最終改正／令和2年4月1日施行）」（以下，「保安規定審査基準（運転）」という。），保安規定第2編については、実用炉規則第92条第3項及び「廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（平成25年11月27日制定，令和元年12月25日最終改正／令和2年4月1日施行）」（以下，「保安規定審査基準（廃止措置）」という。）との整合性を以下に示す。

実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準（運転）		保安規定第1編		変更有無
実用炉規則第92条第1項第3号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条	保安に関する組織	-
		第5条	保安に関する職務	-
	2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条	保安に関する組織	有
		第5条	保安に関する職務	有
実用炉規則第92条第1項第11号 【線量，線量当量，汚染の除去等】	1. 放射線業務従事者が受ける線量について，線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	第100条	放射線計測器類の管理	有
実用炉規則第92条第1項第12号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類，所管箇所，数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第100条	放射線計測器類の管理	有
実用炉規則第92条第3項及び保安規定審査基準（廃止措置）		保安規定第2編		変更有無
(4)廃止措置を行う者の職務及び組織 【実用炉規則第92条第3項第4号】	1) 本店（本部）及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条	保安に関する組織	有
		第5条	保安に関する職務	有
(10)線量，線量当量，汚染の除去等 【実用炉規則第92条第3項第10号】	1) 放射線業務従事者が受ける線量について，線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	第55条	放射線計測器類の管理	有
(11)放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法 【実用炉規則第92条第3項第11号】	1) 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類，所管箇所，数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第55条	放射線計測器類の管理	有

(2) 保安規定変更に対する保安規定審査基準との整合性確認

【第1編】

関連する実用炉規則	保安規定審査基準（運転）	保安規定第1編	
		記載すべき内容	記載の考え方
三 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。	実用炉規則第9条第2項第3号 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織 2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	ー （保安に関する組織） 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。 [中略]	ー ・浜岡原子力発電所の組織改定に伴い、「経理課」の名称を「資材調達課」に変更する。 上記のとおり、浜岡原子力発電所の組織改定に伴い、発電所の保安に関する組織の部署名を一部変更するものであり、既認可同様、浜岡原子力発電所の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織を定めている。

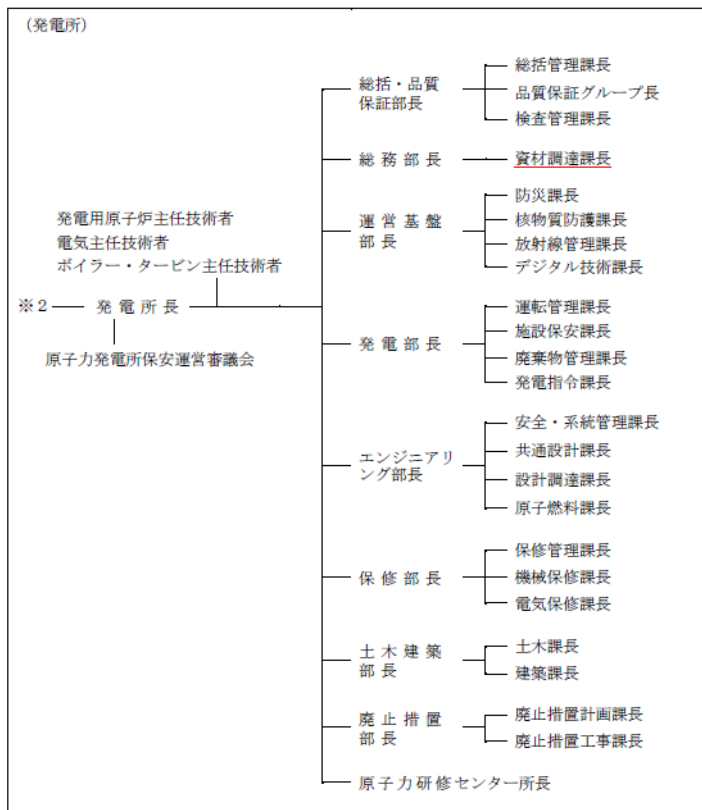


図4(2) 保安に関する組織（浜岡原子力総合事務所及び発電所）

(2) 保安規定変更に対する保安規定審査基準との整合性確認

【第1編】

関連する実用炉規則	保安規定審査基準（運転）	保安規定第1編	
		記載すべき内容	記載の考え方
三 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。	2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	（保安に関する職務） 第5条 職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。 2 [略] 3 [略] 4 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 発電所長（以下「所長」という。）は、保安に関する業務を統括する。 (2)～(5) [略] (6) 総務部長は、 <u>資材調達課長</u> の所管する業務を統括する。 (7) <u>資材調達課長</u> は、調達に関する業務を行う。 [以下、略]	・浜岡原子力発電所の組織改定に伴い、「経理課」の名称を「資材調達課」に変更する。 上記のとおり、浜岡原子力発電所の組織改定に伴い、発電所の保安に関する組織の部署名を一部変更するものであり、職務の変更はない。既認可同様、浜岡原子力発電所の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な各職位の職務内容を定めている。

(2) 保安規定変更に対する保安規定審査基準との整合性確認

【第1編】

関連する実用炉規則	保安規定審査基準（運転）	保安規定第1編																																				
		記載すべき内容	記載の考え方																																			
十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。	実用炉規則第9 2条第1項第1 1号 線量，線量当量，汚染の除去等	-	-																																			
	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	（放射線計測器類の管理） 第1 0 0条 放射線管理課長，廃棄物管理課長及び電気係課長は，表1 0 0に定める放射線計測器類について，同表に定める数量を確保する。また，定期的な点検を実施し機能維持を図る。ただし，故障等により使用不能となった場合は，修理又は代替品を補充する。 表1 0 0 放射線計測器類の管理 <table border="1" data-bbox="1116 654 1982 1239"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>数量</th> <th>所管課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>1台^{*1}</td> <td>電気係課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>6台^{*1}</td> <td rowspan="2">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>6台^{*1}</td> </tr> <tr> <td>体表面モニタ</td> <td>7台^{*1}</td> <td>電気係課長</td> </tr> <tr> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{*1}</td> <td>廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td>試料計数装置 集積線量計</td> <td>1台^{*1} 1式^{*1}</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>7台^{*1}</td> <td rowspan="2">電気係課長</td> </tr> <tr> <td>エリア放射線モニタ</td> <td>154台^{*2*3}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{*1}</td> <td>廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台^{*1}</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> </tbody> </table>	分類	計測器種類	数量	所管課長	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 ^{*1}	電気係課長	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 ^{*1}	放射線管理課長	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 ^{*1}	体表面モニタ	7台 ^{*1}	電気係課長	波高分析装置	1台 ^{*1}	廃棄物管理課長	試料計数装置 集積線量計	1台 ^{*1} 1式 ^{*1}	放射線管理課長	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	7台 ^{*1}	電気係課長	エリア放射線モニタ	154台 ^{*2*3}	環境放射能用計測器	波高分析装置	1台 ^{*1}	廃棄物管理課長	積算線量計測定装置	1台 ^{*1}	放射線管理課長
分類	計測器種類	数量	所管課長																																			
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 ^{*1}	電気係課長																																			
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 ^{*1}	放射線管理課長																																			
	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 ^{*1}																																				
	体表面モニタ	7台 ^{*1}	電気係課長																																			
	波高分析装置	1台 ^{*1}	廃棄物管理課長																																			
	試料計数装置 集積線量計	1台 ^{*1} 1式 ^{*1}	放射線管理課長																																			
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	7台 ^{*1}	電気係課長																																			
	エリア放射線モニタ	154台 ^{*2*3}																																				
環境放射能用計測器	波高分析装置	1台 ^{*1}	廃棄物管理課長																																			
	積算線量計測定装置	1台 ^{*1}	放射線管理課長																																			

※1：1号炉及び2号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量
 ※2：管理区域外測定用の5台を含む。
 ※3：廃棄物減容処理装置建屋（第1建屋），廃棄物減容処理装置建屋（第2建屋）及びキャスク置場建屋のエリア放射線モニタ計19台を含む。

(2) 保安規定変更に対する保安規定審査基準との整合性確認

【第1編】

関連する実用炉規則	保安規定審査基準（運転）	保安規定第1編																																						
		記載すべき内容	記載の考え方																																					
十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。	実用炉規則第92条第1項第12号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法	—	—																																					
	1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	<p>（放射線計測器類の管理）</p> <p>第100条 放射線管理課長、廃棄物管理課長及び電気係課長は、表100に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的な点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表100 放射線計測器類の管理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>数量</th> <th>所管課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>1台^{*1}</td> <td>電気係課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>6台^{*1}</td> <td rowspan="2">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>6台^{*1}</td> </tr> <tr> <td>体表面モニタ</td> <td>7台^{*1}</td> <td>電気係課長</td> </tr> <tr> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{*1}</td> <td rowspan="2">廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td>試料計数装置</td> <td>1台^{*1}</td> </tr> <tr> <td>集積線量計</td> <td>1式^{*1}</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>7台^{*1}</td> <td rowspan="2">電気係課長</td> </tr> <tr> <td>エリア放射線モニタ</td> <td>154台^{*2*}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{*1}</td> <td>廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台^{*1}</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉及び2号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量 ※2：管理区域外測定用の5台を含む。 ※3：廃棄物減容処理装置建屋（第1建屋）、廃棄物減容処理装置建屋（第2建屋）及びキャスク置場建屋のエリア放射線モニタ計19台を含む。</p>	分類	計測器種類	数量	所管課長	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 ^{*1}	電気係課長	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 ^{*1}	放射線管理課長	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 ^{*1}	体表面モニタ	7台 ^{*1}	電気係課長	波高分析装置	1台 ^{*1}	廃棄物管理課長	試料計数装置	1台 ^{*1}	集積線量計	1式 ^{*1}	放射線管理課長	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	7台 ^{*1}	電気係課長	エリア放射線モニタ	154台 ^{*2*}	環境放射能用計測器	波高分析装置	1台 ^{*1}	廃棄物管理課長	積算線量計測定装置	1台 ^{*1}	放射線管理課長
分類	計測器種類	数量	所管課長																																					
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 ^{*1}	電気係課長																																					
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 ^{*1}	放射線管理課長																																					
	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 ^{*1}																																						
	体表面モニタ	7台 ^{*1}	電気係課長																																					
	波高分析装置	1台 ^{*1}	廃棄物管理課長																																					
	試料計数装置	1台 ^{*1}																																						
集積線量計	1式 ^{*1}	放射線管理課長																																						
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	7台 ^{*1}	電気係課長																																					
	エリア放射線モニタ	154台 ^{*2*}																																						
環境放射能用計測器	波高分析装置	1台 ^{*1}	廃棄物管理課長																																					
	積算線量計測定装置	1台 ^{*1}	放射線管理課長																																					

(2) 保安規定変更に対する保安規定審査基準との整合性確認

【第2編】

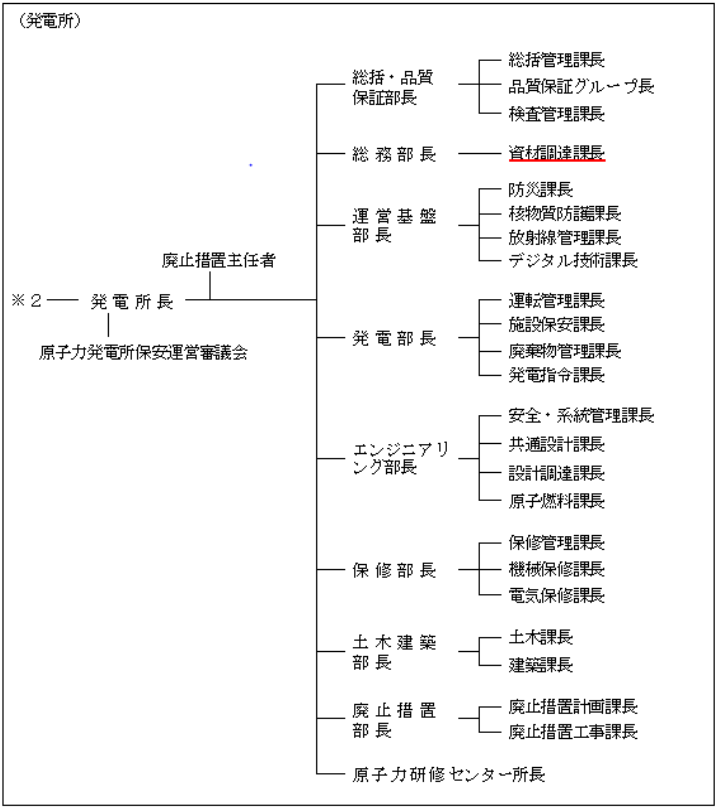
関連する実用炉規則	保安規定審査基準（廃止措置）	保安規定第2編	
		記載すべき内容	記載の考え方
四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。	(4) 廃止措置を行う者の職務及び組織【実用炉規則第9 2条第3項第4号】	—	—
	1) 本店（本部）及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。 [中略]</p> 	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴い、「経理課」の名称を「資材調達課」に変更する。</p> <p>上記のとおり、浜岡原子力発電所の組織改定に伴い、発電所の保安に関する組織の部署名を一部変更するものであり、既認可同様、浜岡原子力発電所の廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織を定めている。</p>

図4(2) 保安に関する組織（浜岡原子力総合事務所及び発電所）

(2) 保安規定変更に対する保安規定審査基準との整合性確認

【第2編】

関連する実用炉規則	保安規定審査基準（廃止措置）	保安規定第2編	
		記載すべき内容	記載の考え方
四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。	1) 本店（本部）及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	<p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 廃止措置に関する職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、保安に関する業務を統括する。</p> <p>(2)～(8) [略]</p> <p>(9) 総務部長は、<u>資材調達課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>(10) <u>資材調達課長</u>は、廃止措置に係る調達に関する業務を行う。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴い、「経理課」の名称を「資材調達課」に変更する。</p> <p>上記のとおり、浜岡原子力発電所の組織改定に伴い、発電所の保安に関する組織の部署名を一部変更するものであり、職務の変更はない。既認可同様、浜岡原子力発電所の廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な各職位の職務内容を定めている。</p>

(2) 保安規定変更に対する保安規定審査基準との整合性確認

【第2編】

関連する実用炉規則	保安規定審査基準（廃止措置）	保安規定第2編	
		記載すべき内容	記載の考え方
十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。	(10) 線量、線量当量、汚染の除去等【実用炉規則第92条第3項第10号】 1) 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	ー	ー
		(放射線計測器類の管理) 第55条 放射線管理課長、廃棄物管理課長、電気保守課長及び廃止措置工事課長は、表55に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。	・放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正に伴い、被ばく管理用計測器の種類を電子式線量計からガラスバッジに変更する。 上記のとおり、外部被ばくによる線量を測定する個人線量計を、「電子式線量計」から「ガラスバッジ」に変更する。当社はJAB認定を受けた測定サービス事業者が提供する「ガラスバッジ」を調達し、JAB認定を受けた測定サービス事業者が測定、点検及び校正を実施する。調達管理等、当社の管理として必要な事項を、第3条に紐づく社内規定に規定することから、既認可同様、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）を定めている。

表55 放射線計測器類の管理

分類	計測器種類	数量	所管課長
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 ^{*1}	電気保守課長
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 ^{*1}	放射線管理課長
	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 ^{*1}	
	体表面モニタ	7台 ^{*1}	電気保守課長
	波高分析装置	1台 ^{*1}	放射線管理課長
	試料計数装置	1台 ^{*1}	
	集積線量計	1式 ^{*1}	
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	7台 ^{*1}	電気保守課長
	エリア放射線モニタ	27台	廃止措置工事課長
		19台 ^{*2*}	電気保守課長
環境放射能用計測器	波高分析装置	1台 ^{*1}	廃棄物管理課長
	積算線量計測定装置	1台 ^{*1}	放射線管理課長

※1：3号炉、4号炉及び5号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量
 ※2：管理区域外測定用の1台を含む。
 ※3：廃棄物減容処理装置建屋（第1建屋）、廃棄物減容処理装置建屋（第2建屋）及びキャスク置場建屋のエリア放射線モニタ

(2) 保安規定変更に対する保安規定審査基準との整合性確認

【第2編】

関連する実用炉規則	保安規定審査基準（廃止措置）	保安規定第2編	
		記載すべき内容	記載の考え方
十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。	(11) 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法 【実用炉規則第92条第3項第11号】	—	—
	1) 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	（放射線計測器類の管理） 第55条 放射線管理課長、廃棄物管理課長、電気保修課長及び廃止措置工事課長は、表55に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。	・放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正に伴い、被ばく管理用計測器の種類を電子式線量計からガラスバッジに変更する。 上記のとおり、外部被ばくによる線量を測定する個人線量計を、「電子式線量計」から「ガラスバッジ」に変更する。当社はJAB認定を受けた測定サービス事業者が測定、点検及び校正を実施する「ガラスバッジ」を調達し、それにより外部被ばく線量を測定する。事業者が定期的な点検等を行い、必要な数量を確保するものについては引き続き記載されることから、既認可同様、放射線測定器の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法を定めている。

分類	計測器種類	数量	所管課長
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 ^{*1}	電気保修課長
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 ^{*1}	放射線管理課長
	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 ^{*1}	
	体表面モニタ	7台 ^{*1}	電気保修課長
	波高分析装置	1台 ^{*1}	廃棄物管理課長
	試料計数装置	1台 ^{*1}	放射線管理課長
集積線量計	1式 ^{*1}		
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	7台 ^{*1}	電気保修課長
	エリア放射線モニタ	27台	廃止措置工事課長
環境放射能計測器	波高分析装置	1台 ^{*1}	放射線管理課長
	積算線量計測定装置	1台 ^{*1}	

※1：3号炉、4号炉及び5号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量
 ※2：管理区域外測定用の1台を含む。
 ※3：廃棄物減容処理装置建屋（第1建屋）、廃棄物減容処理装置建屋（第2建屋）及びキャスク置場建屋のエリア放射線モニタ

